

平成 28 年 4 月 1 日から

障害者差別解消法

(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)がスタートします。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。
これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中のバリアによって生活しづらい場合があります。
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。
これを「合理的配慮の提供」といいます。

お問い合わせ先：山梨県福祉保健部障害福祉課 電話 055-223-1460
南部町役場福祉保健課 電話 0556-64-4836

選挙管理委員会からのお知らせ

◇第10投票所の変更について

向田区・御堂区・皐月区の有権者の皆様へお知らせです。
富沢地区老人福祉センターの閉館に伴い、
投票所が次のように変更となります。

(旧)富沢地区老人福祉センター ⇒ **(新) 向田多目的集会センター**

地域の皆様には大変ご迷惑をおかけし、恐縮ですが、次回選挙（参議院議員通常選挙を予定）から、変更となりますので、投票所をお間違えないようご注意ください。



◇選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

この改正公職選挙法は、平成28年6月19日以降に公示される選挙から適用されます。通常ですと今年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用される見込みです。これ以降の選挙では、年齢満18歳、19歳の人たちも、「有権者」として投票できることとなります。

若い新有権者のみなさん、政治や選挙に関心を持ち、選挙では大切な一票を投じましょう。

家族や財産を守るため

耐震診断・耐震改修をしましょう

大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がる中で、町民の生命、財産を守ることを目的に南部町耐震改修促進計画（平成28年度から32年度までの5年間延長）を策定しました。

南部町では、山梨県と共に昭和56年5月以前に建築された木造個人住宅を対象に耐震診断は無料で、耐震設計・耐震改修・耐震シェルター設置に補助をしています。（既実施者を除く）

補助事業の詳しい内容につきましては、役場交通防災課 ☎66-3417(直通) までお問い合わせください。

補業事助	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	変更点
耐震診断	補助金限度額: 45千円(個人負担なし)					
耐震設計	補助金限度額: 200千円(個人負担100千円)					○早期耐震化を促すため 事業期間をH31年度で打ち切り
耐震改修(一般分)	補助金限度額: 600千円(個人負担600千円)			補助金限度額: 450千円(個人負担450千円)		○早期耐震化を促すため H31年度以降の補助限度額を縮減
耐震改修(特別分)	補助金限度額: 1,200千円(個人負担600千円)			補助金限度額: 800千円(個人負担400千円)		○東海地震による想定震度が6強以上の地域がある市町村や高齢者等世帯への補助金限度額を800千円から1,200千円に引き上げ(H28~H30) ○「未就学児子育て世帯」を補助対象に追加
耐震シェルター	補助金限度額: 240千円(個人負担120千円)					